

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称：西予総合福祉会 宇和保育園	種別：保育
代表者氏名：河野 香代子	定員（利用人数）：120名（138名）
所在地：西予市宇和町下松葉177-1	TEL 0894-62-2588

③実地調査日

平成 26年 2月19日（水）～20日（木）

④総評

◇ 特に評価の高い点

宇和保育園は、付近に小野川が流れる西予市の中心部の住宅地にある。昔から地域に親しまれており、季節の行事や交流会が盛んに行われている。園で行う各行事はもとより、保育を手伝ってくれるボランティアも多く、体操教室やお話の会もボランティアにより定期的に行われている。

法人や当園は、平成 27 年度の「子ども・子育て新システム関連3法案」の施行による新体制にむけて適切に情報収集を行い、地域から求められる福祉サービスの課題を把握して、当園の今後のあり方を検討し新事業（夜間保育）に取り組む準備が行われている。

法人内で研修体制は整えられており、職員一人ひとりのスキルアップ、モチベーションの向上がなされ、当園の保育の質の向上に繋がっている。

「一人ひとりを大切にする保育」を保育方針とし、利用者数が多い園ながら、きめ細やかな保育を提供できている。意見箱の設置や保護者アンケートも定期的にとり、利用者のニーズに応えるよう努めていることは高く評価できる。

◇ 改善を求められる点

経験の多い職員も多く、提供するサービスの標準的な実施はなされているが、今後、明文化し、整理するよう取組みに期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

地域の方が交流会や毎月ボランティアに来ていただくことで、地域に根ざした保育園として親しまれ、入所していただく方も多い。今後利用者の方にも満足したサービスの提供をしていく為にも、早速、標準的な実施方法を整理し、明文化し、新任職員・異動職員等誰が見ても活用できるよう準備した。

平成 26 年 4 月より新事業の夜間保育を実施する。これから、利用者の就労体系も益々多様化してくる。利用者のニーズに応えられるよう、これからも一層子育ての視点の拠点となり、職員一人ひとりのスキルアップを図り、保育の質の向上に努めていきたい。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	㉠・b・c
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	㉠・b・c
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	㉠・b・c
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	㉠・b・c

所見欄

法人としての理念、基本方針は中・長期計画に明文化され、それを基に園の理念、基本方針が確立されている。理念、基本方針は年度始めに運営要綱として職員に渡す「桃雛」に明記され職員会で説明が行われている。保護者には入園のつどいで渡す「しおり」に明記し、保護者会総会で周知されている。

Ⅰ-2 計画の策定

	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	㉠・b・c
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	㉠・b・c
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	㉠・b・c
Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	㉠・b・c
Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	㉠・b・c

所見欄

平成 21 年度から中・長期計画が立てられており、現状を踏まえて 3 年ごとの見直しが行われている。事業計画は年度末に職員間で話し合い、中・長期計画に沿って策定されている。事業計画は理事会の承認を得て、運営要綱「桃雛」に記載され職員会で説明している。保護者には保護者会総会や家庭訪問の際に、周知を図っている。

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	㉠・b・c
Ⅰ-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c

所見欄

園長の役割と責任については、「保育所規則規定」、「施設長専決事項」、「管理体制」、「緊急管理体制」、「職務分担表」などに明記されると共に、園長の責任と役割を年度始めの職員会で職員に表明している。行政や園で行ったアンケートからニーズや意見を把握し、積極的に取り組んでいる。

また、職員に予算やかかった経費を知らせ、運営に関心がもてるよう働きかけている。労務管理の研修に積極的に参加したり、遵守すべき法令を集めている。今後はリスト化するなどのさらなる工夫を望みたい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	㉠・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	㉠・b・c

所見欄

行政の行ったアンケートから地域の社会福祉ニーズを把握している。平成 27 年度の新体制にむけて、研修や現場視察を積極的に行い、新しい事業展開を計画し準備を進めている。

中・長期計画における数値目標に関心がもてるよう職員に声かけをしたり、気づきがもてるように取り組んでいる。法人監査を定期的に行い、結果に応じて改善指導が行われている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c

所見欄

中・長期計画の中に、必要な人材や人事体制のプランが明記されている。人事考課は要綱を定め、年2回行われている。今年度、法人内に人事制度検討委員会を立上げ26年度から大幅な見直しを行う準備を進めている。

職員の意向把握や福利厚生を積極的に行い、職場環境の改善に努めている。職員の研修にも積極的で、保育の質、職員に求められる知識や技術を把握し年間計画を立てており、今後は、長期的な視点で計画を策定するさらなる取組みに期待したい。

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c
Ⅱ-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅱ-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c

所見欄

緊急時のマニュアルは整備され、立地条件を考えて安全確保の取組を具体的に行っている。法人からの辞令で、園長補佐がリスクマネジメント管理責任者になっている。

職員会議で事故報告、ヒヤリ・ハットの話し合いを行いリスクと対策の共有をし意識を高めている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	㉠・b・c

所見欄

夕涼み会や盆踊り、地域の農業青年団の方と稲作等の季節の行事や、お年寄りとの触れ合いを大切に考え交流を盛んに行っている。また、定期的なボランティアの受け入れもマニュアルに基づき適切に行われ、保育のなかで子ども達も楽しみにしている。

子育て支援ネットワークや幼・保・小連絡会など各機関と連携を大切にしている。また、把握した地域の福祉ニーズを子育て支援センター事業や一時保育など園の機能を使って還元したり、事業の拡充を図っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	㉠・b・c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㉠・b・c

所見欄

一人ひとりを尊重した保育方針を掲げ、性差や人権配慮マニュアルを作成し毎月の職員会でも話し合いを行っている。家庭訪問やアンケートの実施や、意見箱を設置し、意見の把握、収集に努めている。苦情・意見・要望の解決マニュアルは整備され、その仕組みは入園のしおりに明記し、掲示をして周知を図っている。出された意見には、できるだけ迅速に対応し、朝礼や職員会で周知できるようにしている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・㉡・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c

所見欄

自己評価ガイドラインに基づき自己評価を行い、園評価の見直しに繋げている。また、評価結果に基づき課題を明確にしたうえで改善計画を作成し、実施されている。

一人ひとりのサービス実施状況も適切に記録され、保管は管理責任者を定め鍵のかかるロッカーに適切に保管されている。

標準的なサービスの実施方法については、一部文書化されてはいるので今後、整理をして活用できるよう取組みに期待したい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c

所見欄

ホームページやパンフレットを作成して、いろいろな所で手に取れるようにし希望者に情報提供を行っている。入園に際しては、しおりを配布して保護者会総会で説明を行ったり、家庭訪問で個々に説明している。

転園の場合は、継続手順に従って引継ぎ文書を作成している。退園後も園で相談ができることをしおりに文書化している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

所見欄

新入園児は手順に沿ってアセスメントを行い、在園児は家庭訪問の時に担任がアセスメントを行い記録している。アセスメントと子どもの現状からサービス支援計画策定は適切に行われている。

実施計画は定期的に園長補佐、主任に提出して評価を受け、場合によっては見直しを行っている。

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養育と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発育過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実情に即した保育課程を編成している。	㉠・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(1)-③ 1、2歳児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

保育課程は園の方針や目標、子どもの発達過程や地域・家庭の実態を考慮して編成されている。乳児保育では何よりも保育士との信頼関係（愛着心）を大切にし、1・2歳児では自分であろうとする気持ちを大切にしながら、生活習慣の自立に向けて丁寧な援助や関わりが行われている。3歳以上児の保育は、発達段階や子どもの興味・関心を考慮した内容を工夫し、特に4・5歳児は自由にクラスを歩き来し自発的に活動できる環境が整備され、ごく自然に異年齢交流が行われている。

小学校と近隣3保育園で就学を見据えた交流（協議会）が計画的・継続的に行われ、教員と保育士間での情報交換や相互理解にも繋がり、スムーズな移行が図られている。また保護者へは交流の様子を伝え個別懇談を設けるなど、不安を取り除き見通しが持てるような取組みが行われている。

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人物・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㉠・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会と関われるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c

所見欄

子どもが心地良く過ごせるよう、保育環境マニュアルや安全チェック表が整備され、適切に活用されている。また職員自らが人的環境として、子どもには明るく穏やかな言葉かけを心がけている。

散歩や園外保育を積極的に取り入れ、ボランティアによるサッカーやげんキッズ（運動遊び）を通して思い切り体を動かすことの楽しさを存分に感じ取り、保育にも反映している。室内では、子ども自らが考え主体的に活動できるような部屋の配置や素材・用具、時間が考慮され、自由にクラスを行き来し楽しめる環境が整備されている。

長年にわたって継承されている「雛流し」をはじめ「稲刈り」「どんと焼き」の行事や、盆踊り・老人ホーム訪問など地域でのさまざまな人との交流を積極的にもち、地域に根付いた継続的な取組みが行われている。また、公共機関を利用した年長児のお別れ遠足では、子どもの発達に見合った社会体験が取り入れられている。

様々な表現活動で制作した子どもの作品は保育室に飾られ、発表会は発達に応じた発表の場として近年大きく見直された。また、月に1回ボランティアによる「お話し会」が催され、読み聞かせやパネルシアターなど手作りの作品を見る機会があり、楽しく豊かな時間が確保されている。

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c

所見欄

今年度初めて自己評価チェックを行い、3月には「自己評価ガイドライン」に基づき自己評価を行う計画である。

毎月の職員会で日常の保育について全職員が話し合うことを大切に捉え、振り返り、気づいたことを次の保育に繋げたり、活かせるように努めている。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c

所見欄

子ども一人ひとりの思いを十分に受け止め、寄り添いながら優しく言葉をかけたり、スキンシップをとり信頼関係を築き、安心して過ごせるよう配慮や援助が行われている。

配慮を要する子どもについては、毎月の職員会で話し合われ、全職員が情報を共有し共通理解のもと保育を行っている。担当者は、研修会に参加したり保健師や療育機関と連携を取りあい、園全体で協力し合いながら個別的な配慮や支援に努めている。

長時間にわたる保育では、家庭的な雰囲気や大切に、量のある部屋で一人ひとりにゆったりと関わり、安心して過ごせるよう配慮されている。引き継ぎはホワイトボードを活用して情報の共有化を図り、保護者への正確な伝達が行われている。

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉠・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉠・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉠・b・c

所見欄

日々子ども一人ひとりの健康管理は、マニュアルや保健計画に基づき、職員が連携を取りあい適切に対応されている。

食事に関しては、園の畑で収穫した季節の野菜を調理して味わったり、毎月のバイキングで異年齢児と関わりながらメニューや盛り付けを楽しんだり、地域ボランティアとの「どんと焼き」「餅つき」など、年間を通して食を楽しむ工夫や取組みが継続的に行われている。また、献立は当法人内の栄養士と調理職員が毎月検討会を開き、子どもの状態に応じたものを立案している。調理職員は子どもと共に食事をする中で喫食状況を把握し、献立や調理方法に反映している。

健康診断・歯科健診は年2回実施され、結果は文書や口頭で保護者に適切に伝達し、保育にも反映されている。保健だよりに健診の結果や歯科医の話を織り込むなど、予防や治療への積極的な取組みが行われている。

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c

所見欄

アレルギー疾患のある子どもの除去食は、医師の診断書の指示のもと保護者と話し合い、個々に応じた食事が提供されるよう細やかな配慮がされている。対応についてはマニュアルや手順書が整備され、名札を付けたり声かけをするなど職員間で連携を取りあい、誤食がないよう十分な配慮が行き届いている。

調理場や水回りの衛生管理はマニュアルに沿って清潔に保たれ、年度末に見直しが行われている。食中毒発生時の対応についても、体制は整備されている。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

家庭には毎月給食だよりを配付し、食の情報や大切さが伝えられている。園での食育活動は写真を活用して発信している。また、その日の給食を毎日展示したり、レシピの掲載など、保護者に対し食への関心が持てるような様々な取組みが行われている。年1回嗜好調査を実施し家庭との連携を大切にしたい継続した取組みも行われている。

日常の子どもの姿は、送迎時や連絡帳を通して丁寧に伝達され、入園時には家庭訪問、秋には個別懇談が実施されるなど、一年を通して綿密な連携に努めている。

また、保育参加を土曜日に行うことで、できるだけ多くの保護者が参加できるよう配慮し、親子でふれあえる内容で実施されている。

虐待発見チェックリストや対応マニュアルに基づき、早期発見に努め、発見時には園長に報告し、関係機関と連携を取り合いながら対応する体制が整備されている。また保護者に啓発を促す等、積極的な予防にも取り組んでいる。